

## 第21回 安来市農業委員会議事録

令和4年3月22日 午後2時00分 第21回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	16番 岡田 一夫君	17番 吉村 正君
18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君		

### 2. 欠席委員

15番 佐々木 吉茂君

### 3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和4年3月22日 1日
日程第 3	議第88号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	報第107号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 5	議第89号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	報第108号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 7	議第90号 下限面積（別段の面積）の設定について
日程第 8	報第109号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第110号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 10	報第111号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第 11	報第112号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

### 5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第21回農業委員会を始めさせていただきます。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第21回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：岡田 一夫君  
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君  
1番 横山委員 15番 佐々木委員です。

議 長：岡田 一夫君  
日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 7番 武上委員、8番 仲佐委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第3 議第88号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議事の前に、1番の案件について安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、18番 齋藤委員 の退席を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
それでは、議事を進行します。まず、1番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約500m 農機具は、トラクター1台、田植え機1台、畦塗り機1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、譲受人からの希望により非公開です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君  
14番 渡邊でございます。1番案件の説明をさせていただきます。譲受人は以前よりこの農地を利用権設定で耕作しておられまして、この度、譲渡人の要望により本申請となったものでございます。よって周辺農地への影響等はないものと考えます。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、18番 齋藤委員の退席を解除します。

議長：岡田 一夫君

それでは続きまして、2番、3番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

2番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約300m 農機具は、管理機1台を所有しています。労働力は本人と妻の計2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約6km 農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機3台、もみすり機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻、息子の計3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。2番の案件について 11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。2番案件の説明をいたします。譲渡人は高齢になって、体調が悪くなり畑の維持管理が出来なくなり、日頃から草刈り、畑の管理を譲受人にしてもらっておりまして、譲渡人の方からの要望で譲り受けられたという事です。周辺の農地には影響を及ぼすことはないと思っておりますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。3番案件について説明をさせていただきます。譲渡人は昨年終わりに利用権の期間が来たという事で契約解除がされている農地であります。譲受人の方にお話しさせていただいた所、今回の申請になりました。譲受人は17,092㎡の農地を意欲的に耕作し、農業に取り組んでおられます。周辺の農地に及ぼす影響ですけれども、申請地は集落営農の取組みに支障をきたすこともなく、農地の集団化、農作業の効率に障害を生じることはないと考えますので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 報第107号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

4ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。5ページに案件の内容、6ページから7ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は住宅敷地の拡張で、権利の種類は、所有権の移転です。2番は、転用目的は駐車場兼資材置場で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 2番 足立委員をお願いします。

2番 足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第89号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、11ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、貸借権98件、面積127,071㎡、使用貸借権34件、50,734㎡、全体で132件、総面積が177,805㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。私からは議第89号についてご説明いたします。詳細は12ページからになります。今月の利用集積計画ですけれども、番号1から39が利用権設定でございます。番号36の借受者は市内の農園で経験を積み、事業を廃止される農園を引き継いで営農をされる予定でございます。栽培品目はブドウです。また、番号40から43は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する、農地中間管理事業により農地中間管理権を設定するものでございます。経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 報第108号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

22ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。23ページから33ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地74筆が、このたび、法人に貸借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和4年3月3日となっております。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 議第90号 下限面積（別段の面積）の設定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

34ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第3条第2項第5号の規定により審議を求めるものです。35ページには案件の内容、36ページから37ページに耕作規模集計表、38ペー

ジに島根県における下限面積の状況、をつけておりますのであわせてご覧ください。35ページをご覧ください。下限面積（別段の面積）の設定について平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

方針1 農地法施行規則第17条第1項に基づく現行の下限面積（別段の面積）30アールの変更は行わない。

理由 令和3年度農家台帳から算出した耕作規模集計表によると管内農家の39.07%が30アール未満の耕作規模で営農しており、農地法施行規則第17条第1項第3号に定める概ね40%を下らない。

新規就農者等の受け入れの促進により農地の有効利用を図る観点から令和2年3月23日開催の第33回安来市農業委員会において下限面積（別段の面積）を50アールから30アールへ変更して2年が経過したが、変更により成立した農地法第3条の規定による許可は11件となっている。動向を注視しつつ、引き続き検討を行う。

方針2 農地法施行規則第17条第2項に基づく下限面積（別段の面積）は設定しない。

理由 空き家購入とあわせて個別に下限面積（別段の面積）が設定されている自治体が県下で13自治体あり、広がりを見せていることは認識しているが、当市においては具体的な要望等が少ないことから設定しない。引き続き情報収集に努めるとともに、ニーズが高まっていけば、市の定住部門と制度設計を含めて協議、検討していく。

以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第109号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

39ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。40ページから43ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第110号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

44ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。45ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、農業経営基盤強化促進法による貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第111号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

46ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。47ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出は3件で、楽天モバイルによる携帯電話無線基地局の設置3件です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第112号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

48ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。49ページをご覧ください。今月の通知は3件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第21回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時35分)